犬の飼い主の皆様



回　覧

野犬掃とう



を実施いたします。

今金町全域において、野犬による人や家畜への被害には注意が必要です。

このため、今金町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づき、野犬掃とうを下記のとおり実施いたします。

つきましては、野犬掃とう実施期間内における畜犬のけい留（※１）の徹底及び管理に十分留意されますようお願いいたします。

また、犬の飼い主には現在居住している市区町村に飼い犬の登録をすることが法律により義務付けられています。

まだ、登録が済んでいない方は、必ず登録を行ってください。

※１　「けい留」とは、おり飼（金網等の隔壁により、人または家畜に危害を加えないようにして飼うことをいう。）または２メートル以内の鎖でつないで飼うこと。

記

１．実施期間　　令和８年　１０月１日から
　　令和９年　３月３１日まで

２．実施場所　　今金町全域

３．処分方法　　野犬用捕獲器等による捕獲



【お問合せ先】今金町役場
くらし安心課　防災住民生活グループ　TEL　0137-82-0111

犬の飼い主の皆様

回　覧

・畜犬の登録等について



犬を飼い始めたら、役場で登録し、鑑札の交付を受ける必要があります。
また、毎年の狂犬病予防接種を受けたら、注射済票の交付を受ける必要があります。
どちらも**役場くらし安心課**で受け付けていますので、忘れずに手続きをしましょう。

・飼い犬が行方不明になった場合の対応について

すでに保護されている情報があるかもしれませんので、下記①～③へ問い合わせをしてみてください。

① 今金町役場くらし安心課　TEL：８２－０１１１（平日８：３０～１７：１５）
② 今金交番又はせたな警察署　TEL：８２－０４３５
（※交番が不在の場合は、せたな警察署へ自動転送されます）
③ 今金地域保健支所　TEL：８２－０２５１
（平日８：４５～１７：３０）



・散歩中の糞（ふん）の始末について

散歩で利用する道路や広場は、一般の通行のほか、ウオーキングや子どもたちの遊び場にもなる大切な公共スペースです。
みんなが気持ちよく利用できるよう、飼い主の方は責任をもって糞を持ち帰るようにしましょう！

【お問合せ先】今金町役場
くらし安心課　防災住民生活グループ　TEL　0137-82-0111